

告 示

埼玉県告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県長瀬射撃場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社秩父開発機構

埼玉県秩父市東町二十九番二十号

二 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで